

第1章 印西市の緑の現況と課題

1 印西市の現況

(1) 位置

本市は、東京都心から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西は我孫子市・柏市・白井市に、南は八千代市・佐倉市・酒々井町に、東は成田市・栄町に、北は利根川を隔てて茨城県に接しています。



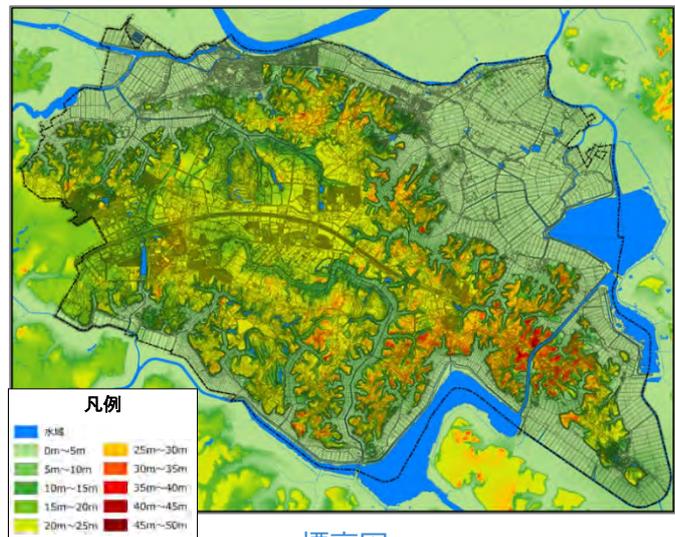
印西市位置図

(2) 地勢

本市は、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高20~30mの下総台地といわれる平坦な台地と、沼及び河川周辺の低地により構成されています。

市の大部分を占める台地は周囲の沼や川につながる谷津といわれる谷に切り込まれ、北総地域に特徴的な景観を形成しています。

地質は、関東ローム層が厚く堆積して台地が形成され、河川によって運びこまれた土砂が堆積する低地部に肥沃な土地が広がっています。



標高図

出典：基盤地図情報（平成28年）

(3) 沿革

平成22年3月23日に印西市・印旛村・本埜村が合併し、現在の印西市となりました。

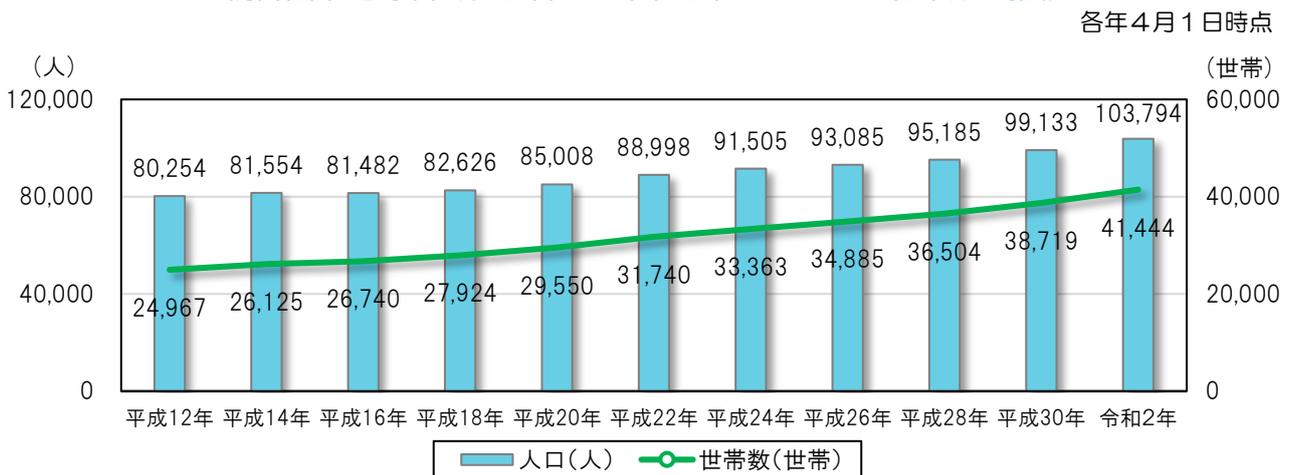
明治	大正	昭和	平成	令和
木下町	大森町 (大正2年)	印西町 (昭和29年)	印西市 (平成8年)	印西市 (平成22年3月23日合併)
大杜村				
船穂村				
永治村				
六合村	印旛村 (昭和30年)	印西市		
宗像村				
本郷村				
埜原村	本埜村 (大正2年)	印西市		

(4) 人口

本市の人口は、令和2年4月1日現在、103,794人となっており、世帯数は41,444世帯、人口密度は838.5人/km²となっています。

また、千葉ニュータウン等の進展に伴い、前計画策定時の平成12年から現在にかけて人口で約2万4千人、世帯数で約1万6千世帯増加しています。

前計画策定時(平成12年)から令和2年までの人口・世帯数の推移



※平成12年から平成20年までは旧印西市・印旛村・本埜村の人口・世帯数をそれぞれ合計した値。

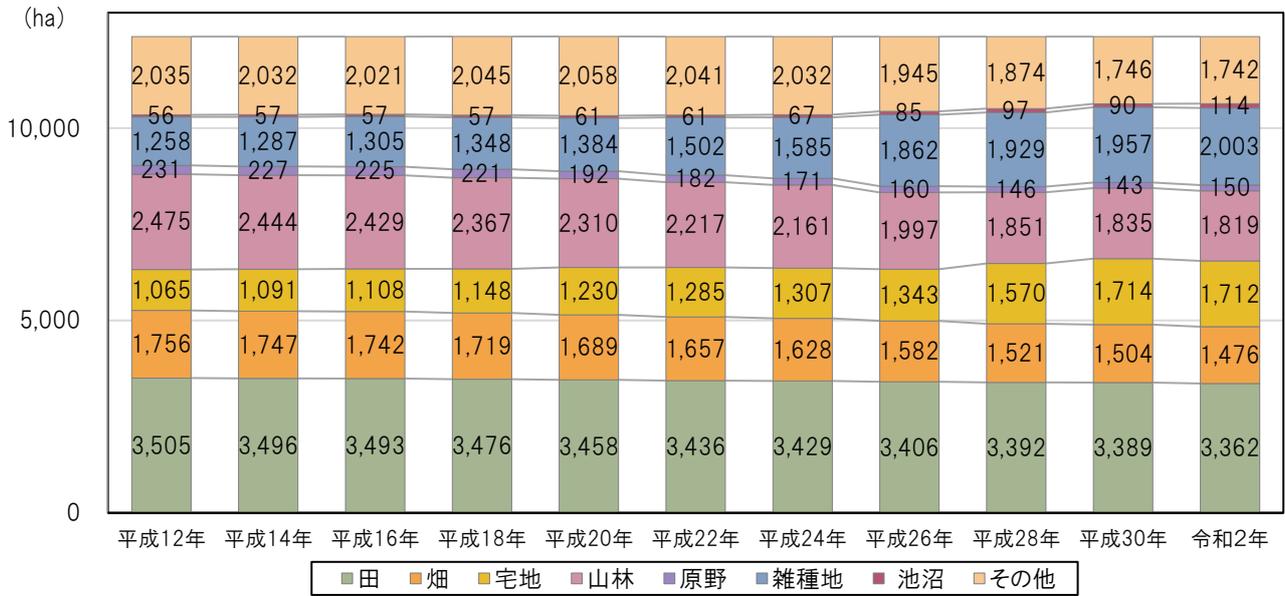
出典 (平成12年～平成20年の人口)：千葉県 住民基本台帳人口
(平成22年～令和2年の人口)：印西市 住民基本台帳人口

(5) 土地利用

本市の面積は、123.79km²であり、このうち最も多い土地利用は田の3,362ha・27.2%となっており、続いて、雑種地、山林が多く、宅地は1,712ha・13.8%となっています。

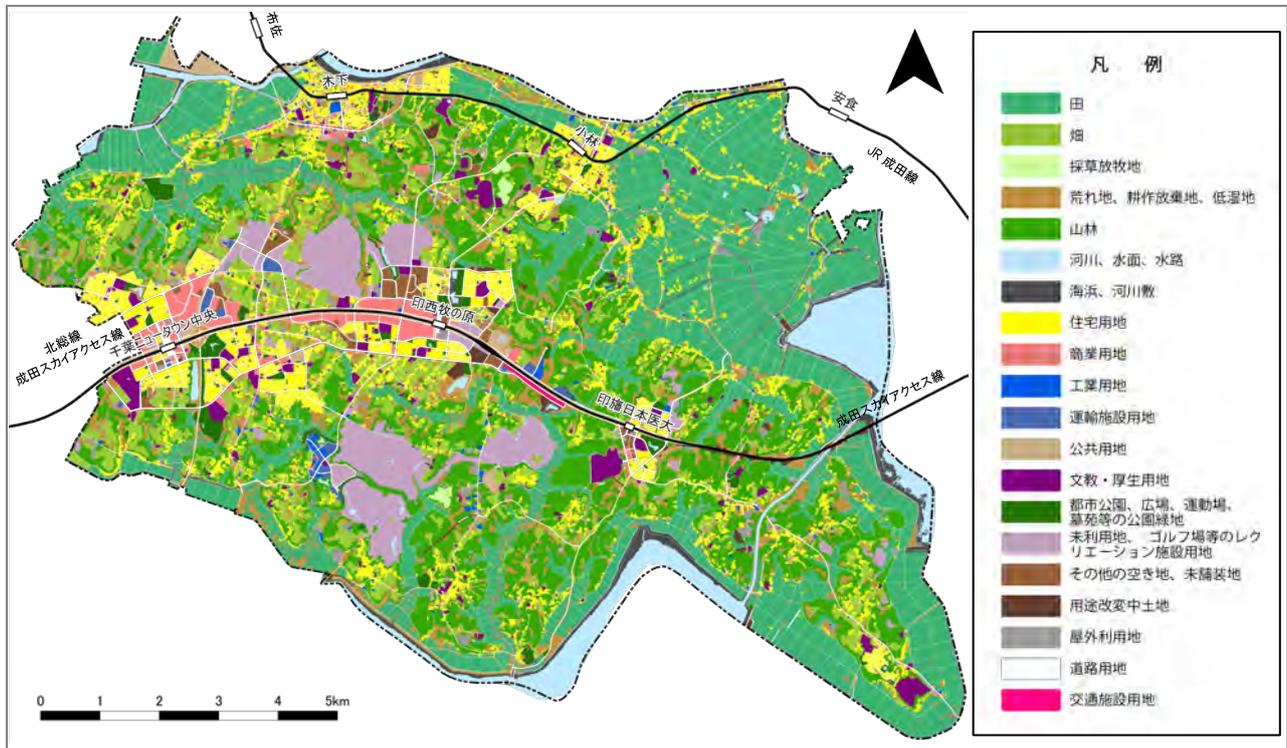
平成12年と令和2年の土地利用を比較すると、田、畑、山林、原野はそれぞれ減少しており、宅地、雑種地、池沼は増加しています。

地目別土地利用の推移



※四捨五入しているため合計値が合わないことがある。

出典：千葉県統計年鑑 地目別面積



土地利用の状況

出典：都市計画基礎調査（平成28年）

(6) 緑に関する主な文化財

本市には、国指定文化財6件、県指定文化財17件、市指定文化財26件の計49件の指定文化財及び、国登録有形文化財1件があり、その中でも天然記念物、史跡として10件が指定されています。

① 国の指定文化財

国の天然記念物に指定されている木下貝層は、木下万葉公園内にあり、厚さ4.3m、長さ45mにわたって貝類の化石が密集しています。この地層からは100種類以上の貝類の化石が確認されています。



木下貝層

② 県の指定文化財

県の天然記念物に指定されている将監のオニバス発生地は、直径が30cmから200cmの大きな葉を水面に浮かべるスイレン科の水生植物であるオニバスが発生する場所となっていました。オニバスは、かつて、印旛沼をはじめ、利根川の氾濫でできた湖沼や堀等に生息していましたが、現在は市内でみることはできません。



オニバス

③ 市の指定文化財

市の指定文化財として、8箇所の史跡、天然記念物が指定されています。

つきかげ 月影の井は、鎌倉時代この周辺に勢力があった大菅豊後守正氏が産湯や行水に使った水を汲んだ井戸と言い伝えられており、鎌倉の「星影の井」、福島県二本松の「日影の井」とともに「日本三井」のひとつに数えられます。

かみじゆくこふん 上宿古墳は、木下貝層から切り出した石材を積み上げて造った埋葬施設である横穴式石室が、良好な形で残っている古墳です。同様の材質・構造の埋葬施設を持つ古墳の状況から7世紀代の方墳と推定されます。

ひやくこうしんづか 武西の百庚申塚は、武西学園台南街区公園内にある庚申信仰に基づき文久3年(1863年)に建てられた石塔であり、刻像塔10基、文字塔90基から成っています。

いずみしんでんおおきどのまぼりいせき 泉新田大木戸野馬掘遺跡は、江戸時代に印西市から白井市にかけて存在した印西牧という幕府直轄の放牧場の外周に、馬の逃亡や外部からの侵入を防ぐために築かれた土手や堀で、市内には2条の土手と土手間に設けられた堀の一部が保存されています。



武西の百庚申塚



泉新田大木戸野馬掘遺跡

道作1号墳、4号墳、5号墳が史跡に指定されている道作古墳群^{どうさくこふんぐん}は、前方後円墳7基、円墳14基、方墳1基の合計22基から構成される群集墳です。その中でも1号墳は全長46m、高さ4mあり、印旛沼西岸域で最大規模となっています。



道作古墳群

掩体壕^{えんたいごう}は、飛行場に駐機する軍用機を上空の敵機から守るために作られた格納庫で、市内では太平洋戦争末期、現在の印西牧の原駅南側に存在した印旛地方航空機乗員養成所において、馬蹄形状に土塁を固めた無蓋型の掩体壕が作られ、そのうちの一基が保存されています。



掩体壕

天然記念物に指定されている吉高の大桜は、根回り周囲約8.5m、樹高約13m、枝張最大幅が約27mのヤマザクラで、樹齢300年を超えています。

藤の木は、熊野大権現のご神木としてこの地の草創時に植えられたと伝えられおり、樹齢約1000年、樹高約15m、根回り1m余りです。

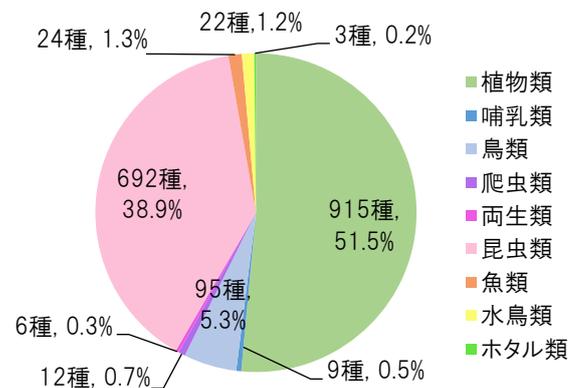


吉高の大桜

(7) 本市に生息・生育する生物

① 生物相

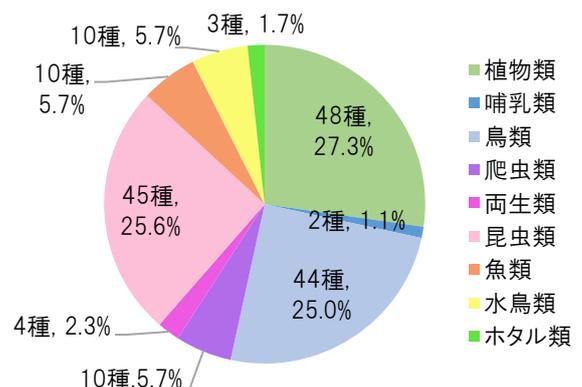
市内で確認されている生物(植物類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、水鳥類、ホタル類)の総数は1,778種で、最も多いのは植物類の915種、次に昆虫類の692種、鳥類の95種となっています。



② 注目種*

市内で確認されている注目種の総数は176種で、最も多いのは植物類の48種、次に昆虫類の45種、鳥類の44種となっています。

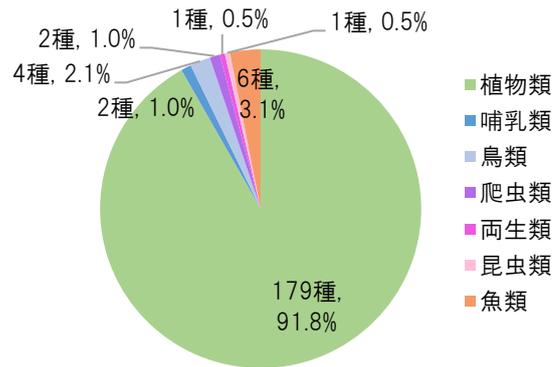
※文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト、千葉県レッドデータブック-植物・菌類編を基に注目種を選定。



③ 外来種

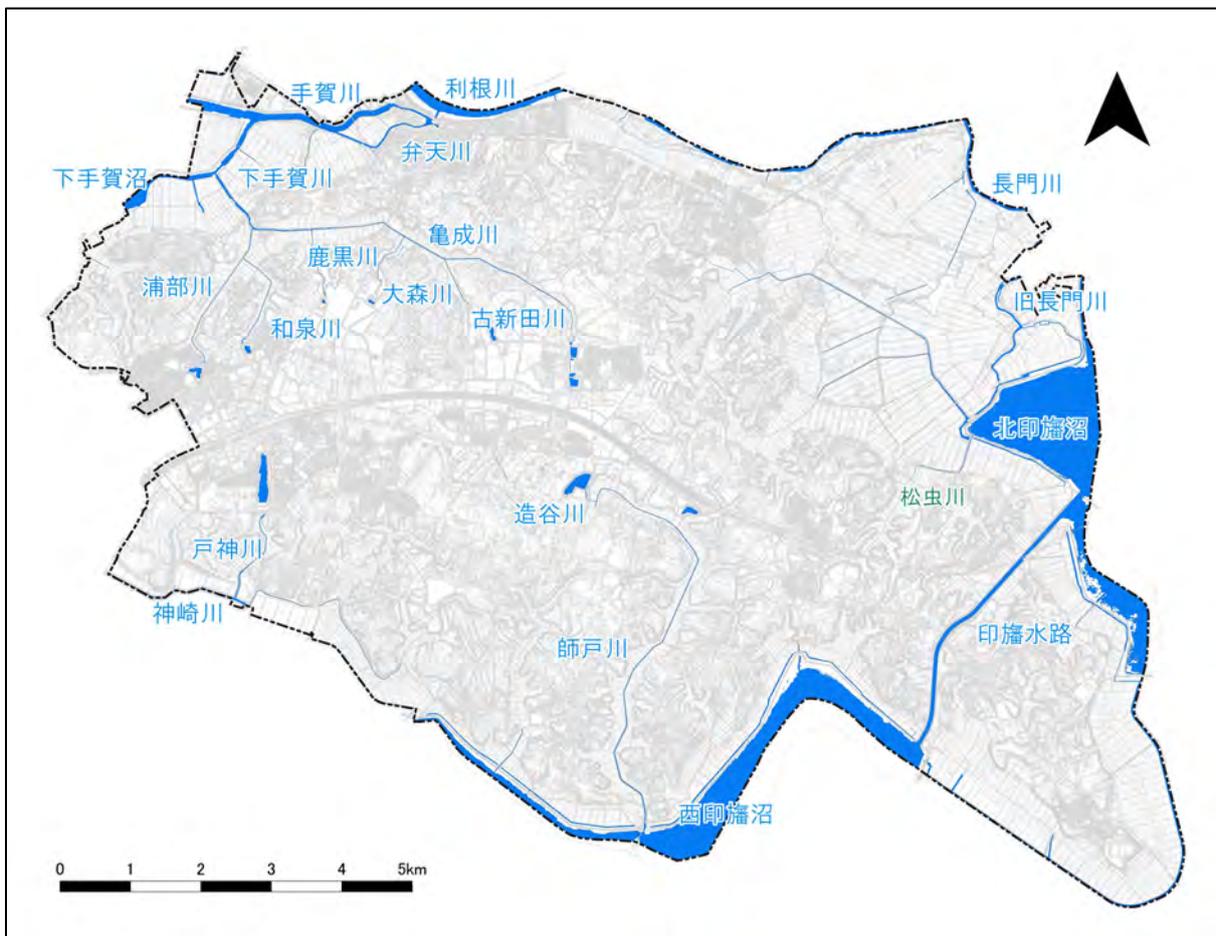
市内で確認されている外来種の総数は195種で、最も多いのは植物類の179種で全体の9割以上を占めています。

出典：平成27年度印西市自然環境調査業務委託報告書



(8) 水系・河川

本市には、20の一級河川が流れており、いずれも利根川水系に属しています。南東部には印旛沼、北西部には手賀沼が位置しており、これらの水辺の周辺は印旛手賀自然公園に指定されています。



河川位置図

※松虫川は一級河川以外の河川。

出典：都市計画基礎調査（平成28年）を一部加工

2 印西市の緑の現況

(1) 緑被地の現況

緑被地とは、都市公園や公共・民間施設緑地、生産緑地、農業振興地域農用地区域等の農地、地域森林計画対象民有林等の山林、河川等に加え、個人の庭の緑等も含めた、水辺や緑に変わった全ての土地を指し、緑の現況を定量的に示す指標となっています。

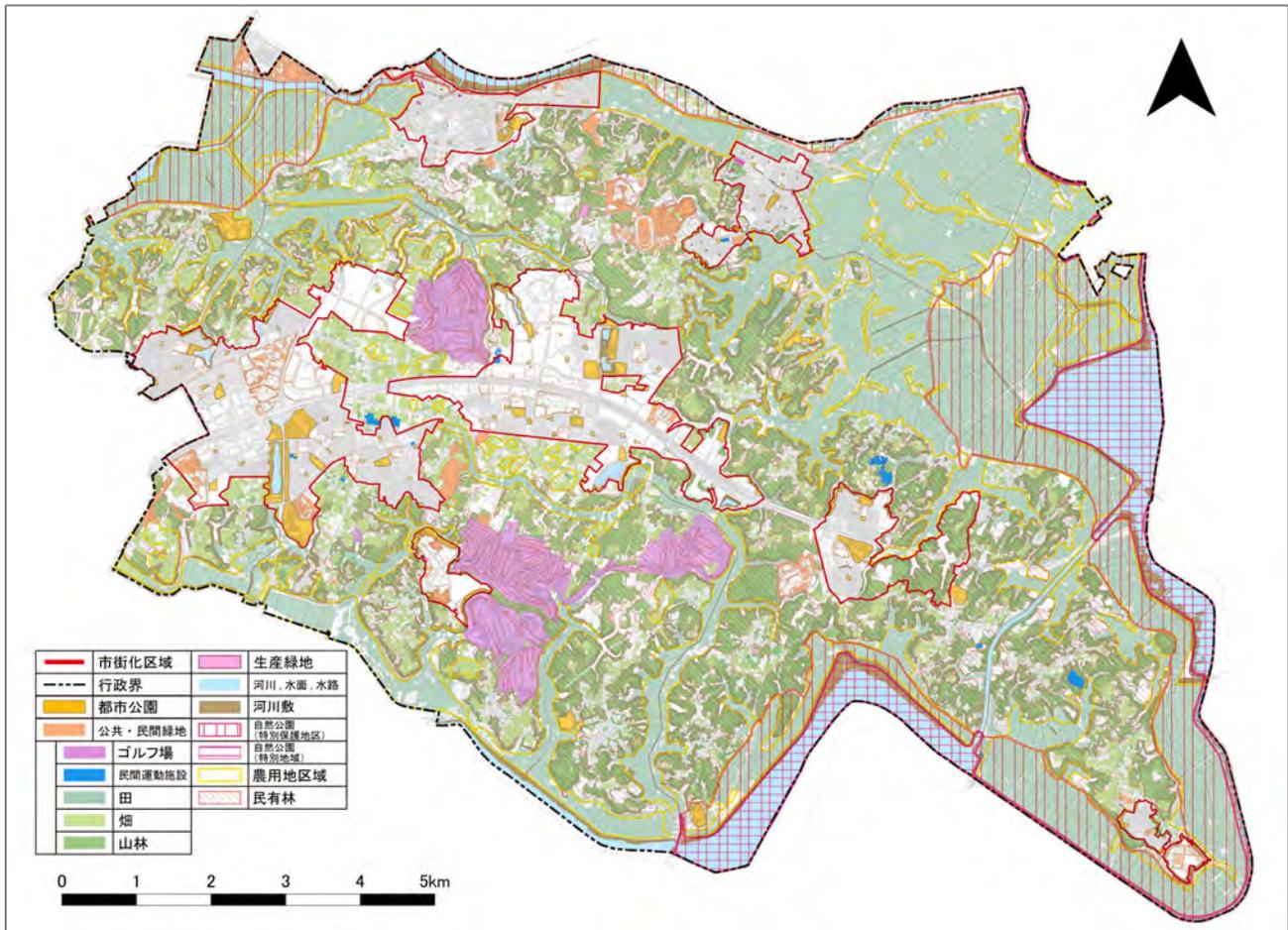
市全体の緑被面積は9,448.8ha、緑被率は76.3%となっています。

緑被地の現況

	緑被面積	緑被率
都市計画区域	9,448.8ha	76.3%
市街化区域	393.6ha	20.6%
市街化調整区域	9,055.2ha	86.5%

緑被地の対象

都市公園	公共施設緑地		民間施設緑地	個人の庭等	農地			山林		河川・水路・水面	自然公園	協定・条例等によるもの
	公園に準ずる機能を持つ施設	公共施設の植栽等			生産緑地	農業振興地域農用地区域	その他農地	地域森林計画対象民有林	その他山林			



緑被地現況図

(2) 緑地の現況

本計画における緑地は、都市公園のほか、児童遊園・街路樹等の公共施設緑地やゴルフ場等の民間施設緑地からなる「施設緑地」と、法や条例等に基づき保全されている生産緑地や自然公園、河川区域等の「地域制緑地」に分類しています。本市の緑地面積は、7,123.9haとなっています。

緑地の対象

都市公園	公共施設緑地		民間施設緑地	個人の庭等	農地			山林		河川・水路・水面	自然公園	協定・条例等によるもの
	公園に準ずる機能を持つ施設	公共施設の植栽等			生産緑地	農業振興地域農用地区域	その他農地	地域森林計画対象民有林	その他山林			

緑地の分類

分類			対象の緑	面積 (ha)	
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法に基づく総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地	181.7	
		都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設	11.7
			公共施設緑地	公共公益施設における植栽地等	76.8
		民間施設緑地	公開空地、ゴルフ場等	530.1	
	地域制緑地	法による地域	生産緑地地区（生産緑地法）	2.6	
			農業振興地域農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）	3,102.1	
			地域森林計画対象民有林（森林法）	2,148.0	
			河川区域（河川法）等	925.5	
			自然公園（自然公園法）	2,335.6	
	法による地域及び協定・条例等によるもの	緑地協定（都市緑地法）、緑化協定（千葉県自然環境保全条例）等	-		
			重複する緑地	△2,190.0	
			合計	7,123.9	

※各数値は、令和2年4月1日時点で最新の数値を使用。

印旛手賀自然公園（6,606ha）の内、印西市のみの面積を地理情報システム（GIS）で算出。

四捨五入しているため合計値が合わないことがある。

重複する緑地として、自然公園と河川区域等、自然公園と地域森林計画対象民有林、自然公園と農業振興地域農用地区域、地域森林計画対象民有林と民間施設緑地、自然公園と公共施設緑地、自然公園と都市公園の重複する面積を合計値より引いている。

(3) 施設緑地

① 都市公園

令和2年4月時点の都市公園は181箇所、整備面積は181.7haであり、市民1人当たりの都市公園面積は、17.5㎡となっています。

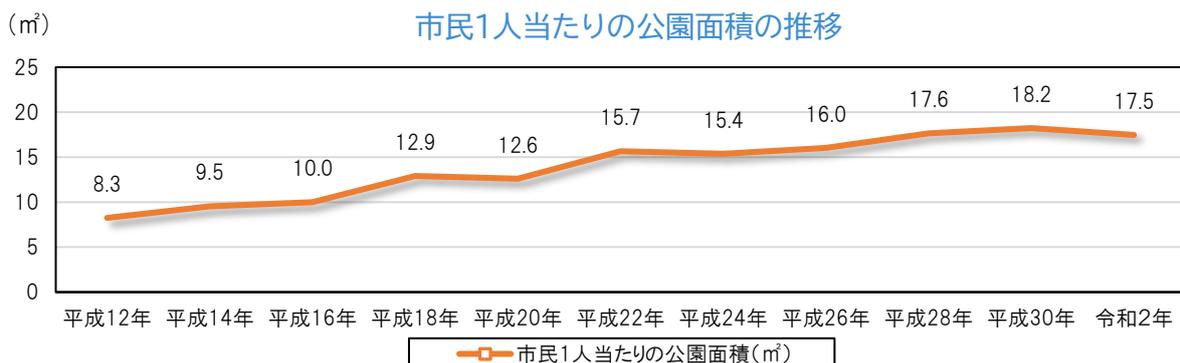
公園の整備量は、前計画策定時と比べ着実に増えており、市民1人当たりの都市公園面積も、9.2㎡増加し、県平均6.4㎡(平成31年4月時点)よりも11.1㎡多くなっています。

出典(県平均の1人当たりの公園面積): 千葉県 みどりの現況値

都市公園数・面積

令和2年4月時点

種類	箇所数(箇所)	面積 (ha)
総合公園(県立公園含む)	3	55.44
運動公園	1	5.71
地区公園	5	31.16
近隣公園	14	32.80
街区公園	98	18.80
公園 計	121	143.91
都市緑地	60	37.79
都市緑地 計	60	37.79
都市公園 計	181	181.70
市民1人当たりの公園面積	-	17.5㎡



② 公共施設緑地

◆道路

本市では、歩行者の安全面や景観への配慮などから主要な道路を中心に街路樹等の植栽が進められ、まちなかの緑の一端を担っています。

◆学校

市内の小学校や中学校、高等学校、大学の敷地内には、樹木や花壇、芝生のほか、学校や教育内容等に応じて様々な緑地が整備されています。また、市内の学校の多くは、市が指定している避難所となっています。

◆その他

市役所や公民館等の公共施設では、花壇や緑のカーテン等によって積極的に敷地内の緑化を図っています。

③ 民間施設緑地

市内の商業施設や工場、病院等の民間施設には、花壇や植え込み等の緑地が整備されています。また、ゴルフ場や運動施設等も整備されています。

(4) 地域制緑地

① 法によるもの

◆生産緑地地区

市内の18地区、2.6haが、生産緑地に指定されています。

◆農業振興地域農用地区域

市内の3,102.1haの農地が、農業振興地域農用地区域に指定されています。

◆地域森林計画対象民有林

市内の2,148haの山林が、地域森林計画対象民有林に指定されています。

◆河川区域等

市内の925.5haが河川区域等となっています。

◆県立印旛手賀自然公園

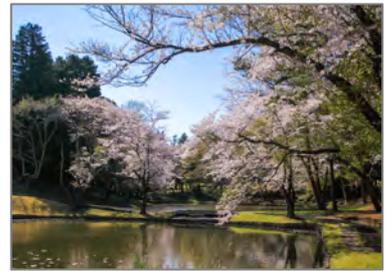
印旛沼や手賀沼周辺を含む2,335.6haが、印旛手賀自然公園に指定されています。



街路樹



学校の花壇



ゴルフ場



農業振興地域農用地区域



印旛水路

② 法による地域及び協定・条例等によるもの

◆緑地協定

平成23年に、スマートハイムシティ印西牧の原地区において緑地協定が締結されました。

◆緑化協定

一定面積以上の工場、事業所、住宅用地等を対象として、企業・県・市町村の三者による緑化協定を締結しています。

本市が緑化協定を結んでいる件数は年々増えており、令和2年4月時点で、19件の緑化協定が結ばれています。



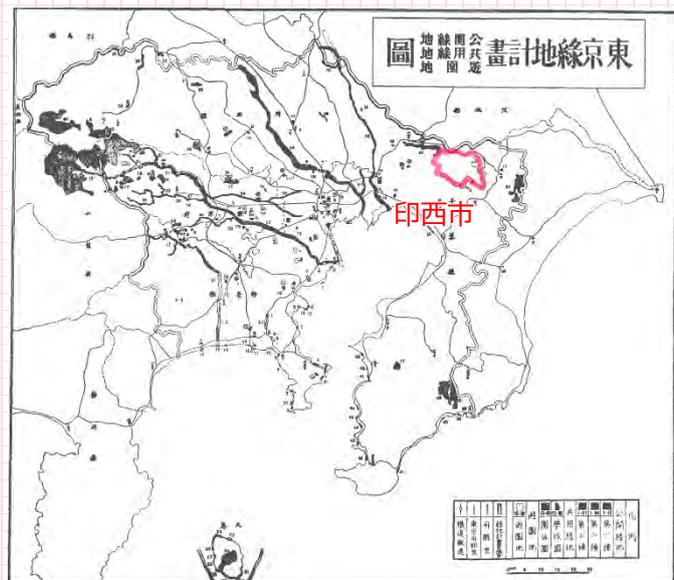
スマートハイムシティ
印西牧の原地区

コラム

東京緑地計画

東京緑地計画とは、昭和14年に東京緑地計画協議会によって作成された日本で最初の体系的な緑地計画です。計画区域は旧東京府を中心として、神奈川県、埼玉県、千葉県にまたがっていました。

印西市も対象区域に含まれ、印旛沼や手賀沼周辺が緑地として示されています。



出典：本文/東京緑地計画作成の理論的背景としての公園および緑地の意味づけに関する研究
 図面/東京緑地計画大綱,東京緑地計画協議会 一部加工

3 意向調査結果

緑の基本計画を策定するにあたって市民アンケートを実施し、概要は以下のとおりとなりました。

(1) アンケート調査の実施概要

- 実施対象：市内在住の18歳以上の市民2,000人
- 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：令和元年9月6日～令和元年9月30日
- 回収結果

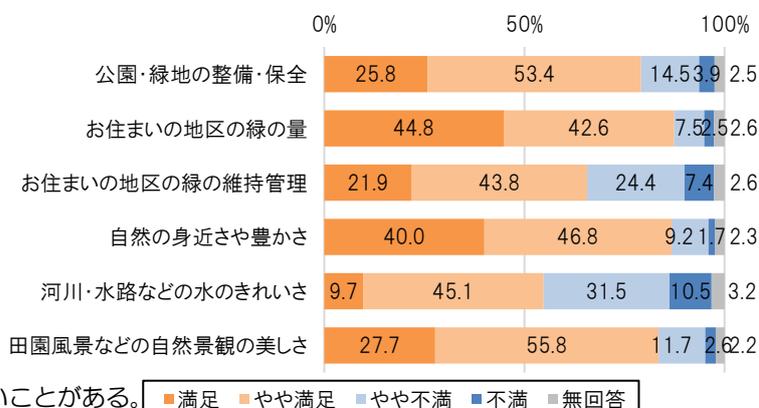
配布数	(a)	2,000 票
回収票数	(b)	772 票
回収率	(b)/(a)	38.6 %
有効回答票数	(c)	772 票
有効回答率	(c)/(a)	38.6 %

(2) アンケートの集計結果の概要

◆緑の量や自然の身近さ、豊かさへの満足度は高い傾向にあります

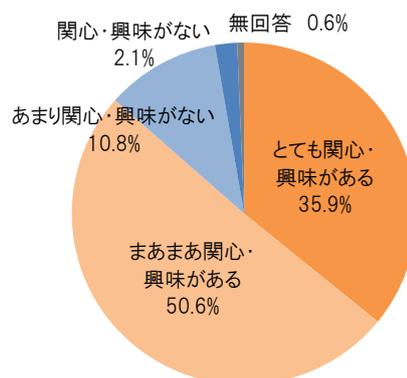
「お住まいの地区の緑の量」や「自然の身近さや豊かさ」に関する満足度は、それぞれ87.4%、86.8%でいずれも高い傾向にあります。また、「河川・水路などの水のきれいさ」に関する満足度は54.8%で他の項目に比べ低い傾向にあります。

※四捨五入しているため合計値が合わないことがある。



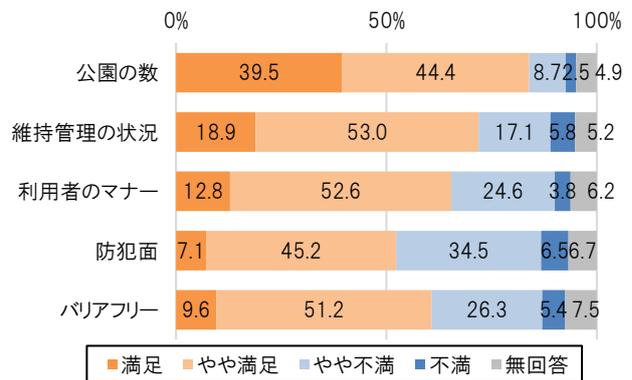
◆住民の緑のある環境への関心は高い傾向にあります

「緑のある環境」にどの程度関心があるかという問いに対しては「まあまあ関心・興味がある」が50.6%で最も多く、「とても関心・興味がある」の35.9%を加えた回答は86.5%に達します。



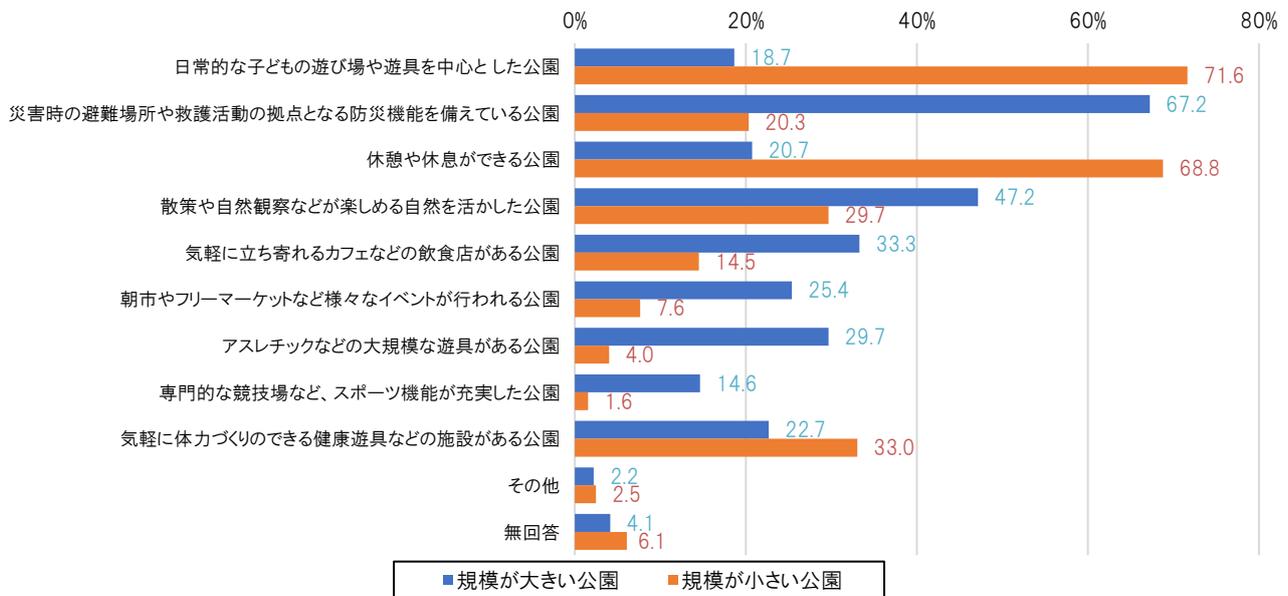
◆公園の数に対する満足度は高い傾向にあります

市内の公園に対する満足度について、「公園の数」に関する満足度は83.9%と高い傾向にあるものの、「防犯面」に関する満足度は52.3%と他の項目に比べ低い傾向にあります。



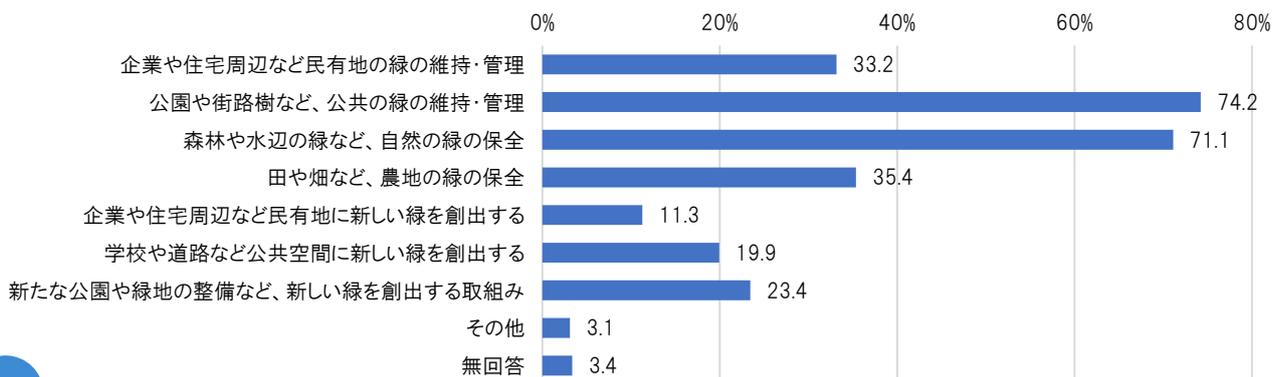
◆公園の規模によって望む公園の機能は異なります

公園に望む機能について、規模が大きい公園については「防災機能を備える公園」・「散策や自然観察などの楽しめる自然を活かした公園」を望む声が多く、規模が小さい公園については「日常的な子どもの遊び場や遊具を中心とした公園」・「休憩や休息できる公園」を望む声が多くなっています。



◆緑を守り、増やしていくためには公共の緑の維持管理及び自然の緑の保全が求められています

本市の緑を守り、増やしていくために必要な取組について、「公園や街路樹など、公共の緑の維持・管理」・「森林や水辺の緑など、自然の緑の保全」が必要という意見が多く挙げられています。



4 前計画の進捗状況

前計画(平成12年策定)で定めた「緑地の確保目標水準」について、進捗状況を整理します。

(1) 目標水準の達成状況

① 緑地の確保目標水準

前計画では、都市公園だけではなく、公共施設緑地や民間施設緑地、法、協定、条例等に基づき保全された緑地の面積の割合を目標としました。

これらの緑地の面積に割合について、市街化区域及び市全域に対する緑地の割合は、ともに目標水準を達成しています。

目標水準と現況の比較

	市街化区域に対する割合			市全域に対する割合		
	印西地区	印旛地区	本埜地区	印西地区	印旛地区	本埜地区
平成12年 策定時実績	161ha・ 11%	76ha・ 28%	-	2,209ha・ 41%	3,141ha・ 68%	-
令和2年 長期目標	230ha・ 15%	26ha・ 10%	-	2,370ha・ 44%	3,126ha・ 67%	-
令和2年 【現況】	244ha・ 16%	97ha・ 36%	15ha・ 11%	2,401ha・ 45%	3,135ha・ 67%	1,587ha・ 67%
令和2年 市内全域 (参考値)	355ha・19%			7,124ha・58%		

※四捨五入しているため合計値が合わないことがある。

令和2年【現況】の数値と比較するために、印西地区の「平成12年策定時実績」と「令和2年長期目標」の民間施設緑地及び印旛地区の「平成12年策定時実績」と「令和2年長期目標」の民間施設緑地・河川区域・自然公園の面積を調整しているため、前計画書の数値とは合わない。

印西市：市街化区域面積：1,907ha、都市計画区域面積：12,379ha

うち印西地区：市街化区域面積：1,500ha、都市計画区域面積：5,351ha

印旛地区：市街化区域面積：269ha、都市計画区域面積：4,657ha

本埜地区：市街化区域面積：138ha、都市計画区域面積：2,372ha

対象とする緑

分類		対象の緑	
施設緑地	都市公園	都市公園法に基づく総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地	
	都市公園以外	公共施設緑地 都市公園以外で公園 緑地に準ずる機能を 持つ施設	市が設置した屋外体育施設・広場・市民農園、児童遊園等
		公共施設緑地 公共施設における 植栽地等	街路樹等の道路の植栽帯、学校の植栽地、その他の公共施設における植栽地等
	民間施設緑地	公開空地、ゴルフ場等	
地域制緑地	法による地域	生産緑地地区(生産緑地法)	
		農業振興地域農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)	
		地域森林計画対象民有林(森林法)	
		河川区域(河川法)等	
法による地域及び協定・条例等によるもの	緑地協定(都市緑地法)、 緑化協定(千葉県自然環境保全条例)等		

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園及び都市公園に公共施設緑地を含めた緑地の市民一人当たりの面積を目標としました。

どちらも目標水準は達成していませんが、計画策定時より増加しています。

目標水準と現況の比較

	都市公園			都市公園及び公共施設緑地		
	印西地区	印旛地区	本埜地区	印西地区	印旛地区	本埜地区
平成12年 策定時実績	5.1 m ² /人	18.7 m ² /人	10.9 m ² /人	15.8 m ² /人	28.7 m ² /人	-
令和2年 長期目標	24.1 m ² /人	26.8 m ² /人	-	33.7 m ² /人	32.1 m ² /人	-
令和2年 【現況】	16.8 m ² /人	24.3 m ² /人	14.3 m ² /人	25.8 m ² /人	29.2 m ² /人	22.9 m ² /人
令和2年 市内全域 (参考値)	17.5 m ² /人(市内全域)			26.0 m ² /人(市内全域)		

※印西地区の「令和2年長期目標」値について、県立北総花の丘公園の公園種別を広域公園から現況の総合公園としたこと等により、前計画書の数値とは合わない。

印西地区の人口：木下地区・大森地区・永治地区・中央駅地区・牧の原地区・船穂地区・小林地区の人口を合算

印旛地区の人口：印旛地区・NT（印旛）地区の人口を合算

本埜地区の人口：本埜地区・NT（本埜）地区の人口を合算

対象とする緑

		都市公園		対象の緑	
		分類			
施設 緑地	都市公園 以外	都市公園	都市公園法に基づく総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地	都市公園及び公共施設緑地	
		都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設	市が設置した屋外体育施設・広場・市民農園、児童遊園 等		
		公共施設緑地 公共公益施設における植栽地 等	街路樹等の道路の植栽帯、学校の植栽地、その他の公共公益施設における植栽地 等		
地域 緑地	民間施設緑地	民間施設緑地	公開空地、ゴルフ場 等		
		法による地域	生産緑地地区（生産緑地法）		
			農業振興地域農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）		
			地域森林計画対象民有林（森林法）		
法による地域及び協定・条例等によるもの	河川区域（河川法）等				
	自然公園（自然公園法）				
		緑地協定（都市緑地法）、緑化協定（千葉県自然環境保全条例）等			

5 緑に関する課題

緑の保全における課題

【農地・山林】

- ◆農業従事者の高齢化等に伴う担い手不足により耕作放棄地が増加しており、担い手の確保や農地の適正な利用による耕作放棄地の解消が求められます。
- ◆本市の原風景である里山については、谷津田の耕作放棄地が特に増加しており、さらには周辺の斜面林が竹の繁茂により荒廃が拡大するなど、一体としての里山景観も荒廃する状況が各地で生じています。
- ◆管理が行き届かない山林が目立ってきていることから、持続的な森林環境保全が求められます。
- ◆雨水の調整機能による土砂災害や洪水の発生抑制等のグリーンインフラとしての機能や、緑陰による温暖化防止、生物多様性の確保等、多様な視点からも農地や山林等の維持管理が求められます。
- ◆市街化区域内農地の一つである生産緑地については引き続き確保できるような対応が求められます。
- ◆農地・山林の保全に関する持続的な取組への理解が醸成され、保全活動への参加者が増えるよう、自然の緑の大切さを普及啓発していく取組等が求められます。

【河川・水辺】

- ◆印旛沼・手賀沼等の河川においては、環境基準を満たしていない箇所がみられます。そのため、生活雑排水の河川への流入防止等の対策に加え、河川の水質に関する意識啓発等により、良好な水辺環境の保全が求められます。

【指定文化財】

- ◆指定文化財は、周囲の自然環境と歴史的調和によって保全されているため、周辺の緑地・自然環境と一体的な保全が求められます。

【開発】

- ◆開発が実施される地区においては、周辺の緑との連続性の確保や緑豊かな街並みの形成に向けて、緑の保全と周辺環境に調和した緑化の推進を誘導していくことが求められます。

【生物多様性】

- ◆生物の生息・生育空間は、土地利用の変化等に伴う緑の減少により失われつつあります。生物多様性の観点からも、本市に残る河川や里山等の自然豊かな環境の保全に向けた取組が求められます。
- ◆ナガエツルノゲイトウやオオキンケイギク、カミツキガメ等の特定外来生物等の移入増加により在来種の生態系が脅かされています。そのため、外来種の駆除や移入の根絶への適正な対策が求められます。
- ◆生物の移動空間ともなるようなエコロジカルネットワークや、緑の回廊と言われる緑の連続性の確保が求められます。

緑の創出における課題

【公園】

- ◆開発行為や土地区画整理事業等に伴い必要とされている都市公園の設置について、エコロジカルネットワークの拠点ともなることから、適正な規模・配置となるよう、計画・誘導していく必要があります。
- ◆都市公園は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の利用者が、安全・安心に利用できるよう、施設や植栽を適切に管理する必要があります。
- ◆多くの市民に利用され、地域住民等の多様なニーズに対応した地域に欠かせない魅力ある公園としていくため、必要に応じて民間等のノウハウを活用することを検討する必要があります。
- ◆施設の老朽化等により、公園の維持管理費の負担が増加しているため、効率的な整備や維持管理を検討していく必要があります。

【道路】

- ◆都市の景観の向上や道路環境の保全、歩行者等へ日陰を提供するために、街路樹等の植栽帯を適切に管理する必要があります。

【公共・民間施設】

- ◆公共施設は、市民生活に欠かせない施設であるとともに、市内の緑化を推進する上で核となる施設であることから、積極的な緑化により緑と調和した空間づくりが必要です。
- ◆商・工業施設等の民間施設は、市民生活の利便性の向上と合わせて、暮らしに潤いを与える施設ともなるよう、敷地内の緑化や緑に囲まれた空間づくりが求められます。
- ◆既存の緑が形成する市内のエコロジカルネットワークの維持に向け、市街地の緑と郊外の緑の質の向上と連続性が確保できるよう、公共・民間施設等の緑化への協力が必要です。

【景観】

- ◆印旛沼や手賀沼等の水辺や谷津田、樹林地等の里山、広大な田園風景、千葉ニュータウン等の新しい市街地、歴史の面影が残る木下等の市街地や歴史文化財等、市民の暮らしと調和した印西らしさがみられる景観の形成に向けて、適正な土地利用の誘導や、市・市民・事業者が協力、連携して良好な景観の形成に取り組む必要があります。

緑の担い手の育成における課題

【公園・道路】

- ◆地域の方が愛着の持てる公園や道路となるよう、行政と市民との協働による清掃や花壇づくりを進める必要があります。

【市民活動】

- ◆緑豊かなまちづくりの実現に向け、市民や事業者等が緑化活動に参加しやすい環境を形成するとともに、継続的な活動となるよう、活動に関わる個人・団体の育成、支援が必要です。



コラム

持続可能な開発目標 SDGs

平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年を期限とする国際社会全体の開発目標であり、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。

MDGsにおける未達成の課題の解決や、社会情勢の変化への対応、途上国だけでなく先進国を含む全ての国が行動し「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するため、17のゴール（目標）・169のターゲット（取組）から構成されています。



出典：コンサベーション・インターナショナル・ジャパン

本計画においては17のゴール（目標）の内、特に以下のゴールの達成に向けて取り組んでいきます。



目標 11 持続可能な都市
包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 13 気候変動
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 15 陸上資源
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

出典：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組/外務省